

透明性の確保について定めています。

●市民と議会

▽10条 市民参加および市民との連携

市民参画促進のため、議会側の努力を定めています。

▽11条 一般会議の設置

市民が参加できる議会、市民に開かれた議会、政策を提示できる議会を実現するために、地方自治法で定める委員会その他岩沼市議会会議規則で定める協議または調整を行うための場のほか、市民の皆さんと議員の意見等の交換のための一般会議を設置できることについて定めています。

▽12条 議会報告会

議会報告会は、市民との重要な接点の一つです。議会が市民の現場に行くことで、議会と市民の距離感を縮めることを定めています。

▽13条 情報公開

情報公開は、「市民に開かれた議会」の大前提です。

傍聴者への資料提供のサービスは、議会の努めとして規定するとともに、議会の透明性を確保する上から、政務調査費・議長交際費の公開を定めています。

●市長等と議会

▽14条 市長等と議会・議員の関係

議会と市長は、二元代表制の下で緊張感を保ち、それぞれ役割を果たしていくことを定めています。一般質問については、論点・争点を明確にするため、一問一答方式を行うことを定めています。

議案の審議・審査に当たっては、16条に規定する資料に加えて、議会の監視機能・評価機能を十分發揮するために必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

▽15条 市長等による政策等の形成過程の説明

まちづくりなど重要な案件については、計画・政策などの形成過程を事前に議会に示すことで、議会と情報を共有化し、議会の声の

反映を実現させようという考えに基づいて定めています。

▽16条 予算および決算における説明資料

事業別の説明資料は、予算または決算審査特別委員会の各部会に現在提出されている説明資料程度のもものをいい、これらの資料は、各部会に属していない議員に対しても、特別委員会委員という趣旨から配付すべきであるという考えに基づいて定めています。

●自由討議

▽17条 議員相互の自由討議

議会が、「言論の府」であるための新たな試みとして、議員同士の討議が議会の総意づくりには欠かせないという考えに基づいて定めています。

●議会事務局の体制整備

▽18条 調査機能等の強化

議員が議会活動を強化していく上で、議会事務局のアシストは欠かせないこと

から、人的、物的両面の体制整備について定めています。

●最高規範性で見直し手続

▽19条 最高規範性

議会の運営などに関する条例等はすでにあり、本条例はこれらの後から制定されるわけですが、議会においては本条例が最上位に位置する条例だと宣言するものです。

▽20条 見直し手続

検証は常に必要であり、よりよい条例に向けての改

正は、ぜひとも必要であるという考えに基づいて定めています。

※ 条例全文は、議会ホームページをご覧ください。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

